

舟橋村選挙管理委員会告示第6号

在外選挙人に投票を行わせる期日前投票所の場所等について

公職選挙法（昭和25年法律第110号）第49条の2の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における在外選挙人に投票を行わせる期日前投票所の開設場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝



投票区名	期日前投票所の場所
舟橋村投票区	舟橋村佛生寺55 舟橋村役場1階総務課